

## 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当契約(政策目的随意契約)の事後公表

番号	契約の名称	契約期間	契約の相手方	契約年月日	契約額	契約の相手方とした理由
1	市民プール 管理業務委託	令和元年 6月 3日から 令和元年10月31日まで	公益社団法人五泉市シルバー人材センター 五泉市太田1092番地1	令和元年6月3日	1,823,000	参加資格を有する者であり、見積書の額が五泉市契約事務規則第41条の規定に基づき設定された予定価格の制限の範囲内で、かつ最低価格であったため。
2	村松プール 管理業務委託	令和元年 6月24日から 令和元年 9月 6日まで	公益社団法人五泉市シルバー人材センター 五泉市太田1092番地1	令和元年6月24日	990,000	参加資格を有する者であり、見積書の額が五泉市契約事務規則第41条の規定に基づき設定された予定価格の制限の範囲内で、かつ最低価格であったため。